

（仮称）枚方市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（骨子）概要

～住宅宿泊事業に関して条例を制定します～

1. 条例制定の趣旨

近年、住宅宿泊事業(民泊)が全国的に増加しています。同時に、宿泊者による騒音やごみの問題など、事業に伴う課題が社会問題となっています。こうした背景を踏まえ、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するとともに、同事業に係る諸問題の発生を未然に防止することを目的として、条例を制定します。本条例は、住宅宿泊事業法の趣旨を鑑みつつ、本市における地域の活性化とのバランスを考慮し、良好な生活環境の維持を図ることを目指すものです。

2. 条例（骨子）の概要

（１）目的

住宅宿泊事業の適正な運営を確保するとともに、地域の良好な生活環境の維持に資することを目的とします。

（２）住宅宿泊事業の実施の制限

良好な生活環境を維持する観点から、住居専用地域※¹における住宅宿泊事業※²の新規開業、及び同地域内の既存施設の規模拡大などを制限します。

ただし、地域活性化と魅力向上を図るものであると市長が認める住宅には制限を適用しないものとします。

この条例の施行の際、制限区域にある住宅において市に届出をして住宅宿泊事業を営んでいる場合は、引き続き当該住宅において住宅宿泊事業を実施することができます。

文言の定義

文 言	定 義
※ 1 住居専用地域	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に規定する「第一種低層住居専用地域」「第二種低層住居専用地域」「第一種中高層住居専用地域」「第二種中高層住居専用地域」
※ 2 住宅宿泊事業 (民泊)	旅館業の営業者以外の者が、住宅に人を宿泊させる事業 住宅宿泊事業法(平成 30 年法律第 65 号)により、年間の営業日数(180 日以内)や安全措置等が規定されています。

（３）事業の適正運営のために講ずべき措置

関係法令を遵守するとともに、周辺地域の生活環境を維持するため、全ての事業者以下に以下の措置を義務づけます。

- ア 敷地の境界から 10m 以内の敷地にある建物居住者への事業内容の事前説明
- イ 困りごとの報告があった後、10 分以内に現地で事実確認ができる体制の確保
- ウ 困りごとの原因者（宿泊者等）への対面での迅速な啓発・指導
- エ 夜間でも敷地外から確認できる施設名の看板等の掲出
- オ これらの措置に類する必要な事項

3. 今後のスケジュールについて

パブリックコメント	令和 8 年 8 月 6 日（木）から令和 8 年 8 月 26 日（水）
議会	令和 8 年 12 月定例月議会へ条例案を提出（予定）
施行日	令和 9 年 4 月 1 日（予定）